

H29農地中間管理事業推進活動方針

平成29年 4月21日策定
宮城県農地中間管理機構
公益社団法人 みやぎ農業振興公社

本県農業の重要な課題は、①担い手を育成し、②その担い手に生産手段である農地を集約して、③地域の農業・農村を活性化させることであり、農業の担い手のリタイアが進む現在、そのカバーも急務であり、担い手の育成と農地の集積のスピードが求められている。

そのための施策として10年間の集中期間で対応するため平成26年に農地中間管理事業がスタートし、本県においても当公社が「農地中間管理機構」（以下「機構」という）として県の指定を受け、県が定める「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」のもとに事業を展開してきた。

機構として事業の4年目を迎え、「宮城県農地集積アクションプラン」や市町村が作成した「人・農地プラン」等を踏まえ、以下の目標を掲げ、目標達成に向けた活動方針を定め、一層の事業推進を図るものとする。

【Ⅰ. 目標】

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標**
おおむね10年後（H35年度）における担い手（※）への農地集積率9割
- 2 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標**
担い手が利用する農用地の分散錯圃等の状況を把握し、連担化・団地化を進め、担い手経営体の大規模化、生産の効率化、高度化等を図る。

※担い手（県基本方針）

①認定農業者・②特定農業法人・③特定農業団体・④基本構想水準到達者・⑤集落営農組織（集落内を一括管理・運営）・⑥認定就農者・⑦企業参入者を地域農業の担い手と位置付けています。

【Ⅱ. 活動方針】

- ①農地整備事業との連携強化（継続）**
 - ・農地整備事業実施地区において、出し手等を対象とした担い手との土地利用調整に係る説明会や研修会の場で機構事業活用を推進することにより、まとまった面積の集積が見込まれることから、農地整備事業との連携を一層進めていく。
- ②市町村、農業委員会との連携強化（継続）**
 - ・出し手の掘り起こし等現場で積極的に活動していくことが極めて重要であることから、情報共有化等を目的に市町村や農業委員会（農業委員、農地利用最適化推進委員）との連携を強化する。
- ③中山間地域における事業推進（継続）**
 - ・地域農業を守る意識の高い地域を対象に基盤整備などの担い手の負担軽減の取組と地域政策の取組を一体的に推進する。また、担い手の育成確保の取組を推進する。
- ④取組手法の改善・強化（継続）**
 - ・広報活動の拡充や担い手のニーズの把握（連携協定）等、これまでの取組の中で課題とされていた事項や効果が低いと思われる事項などを検証し、効果が期待できるものについて、取組手法を見直すとともに、取組内容の拡充・強化を図る。
- ⑤地域事情に対応した事業推進（新規）**
 - ・集落営農が中心に活動している地域において、機構事業活用を促進するための効果的な方策を策定し実践する。

【Ⅲ. 具体的な取組】

① 農地整備事業との連携強化（継続）

- ・「農地整備事業との連携強化」（県農林水産部長通知 H28.4.14付）に基づき基本的に全ての農地整備実施地区を農地中間管理事業のモデル地区設定に向けた働きかけを継続し積極的に機構事業を活用した農地集積・集約化を促進する。
- ・受益地区内の農地集積手法等の実態を把握し、作業受委託から機構事業への誘導推進を継続する。
- ・受益者の同意・負担を求めない農地整備等、新たな土地改良制度の活用に向け、県・市町村・土地改良区・JA等と連携し、取組む。

② 市町村、農業委員会との連携強化（継続）

- ・農業委員会法改正に伴い新設された「農地利用最適化推進委員」（H28から3ヶ年間で県内全農業委員会に配置）との連携をはじめ、農地集積や遊休農地対策などの農業委員会組織活動との連携を強化する。
- ・農地利用最適化推進委員と地域コーディネーターの活動内容等の情報を共有する。
- ・農業会議、農業委員会と相互の研修会への参加等による情報共有と連携を強化する。

③ 中山間地域における事業推進（継続）

- ・農地中間管理事業による集積の効果を促進するため、担い手確保対策や鳥獣対策、新たな土地改良制度等他施策との組み合わせを推進する。そのため中山間地域においても重点実施地区を設定する。
- ・受け手が不足している地区では、企業参入も含めた地区外からの担い手の確保に取組む。

④ 取組手法の改善・強化（継続）

- ・コンビニや公共施設へのポスター掲示やチラシ配架等広報活動の一層の拡充を図る。
- ・受け手となる担い手農業者5組織、融資2機関との事業連携協定（平成28年6月21日協定締結）に基づき、機構事業のさらなる普及啓発と事業活用に向けた定期的な意見交換等を実施する。

⑤ 地域事情に対応した事業推進（新規）

- ・地域ごとに土地利用状況や担い手の形態、出し手の考え方などに違いがあり、それぞれの地域に適した農地集積・集約化の手法があることから、農家営農意向調査や地域リーダーとのヒアリング等により地域の実態を把握し、各地方推進本部と共に地域の課題・ニーズにきめ細かに対応していく。



【IV. 関係機関との役割分担】

活動方針及び重点実施事項に掲げた事項を着実かつ円滑に実施していくため、市町村・農業委員会・JA・土地改良区等の関係機関が以下の役割分担のもと、事業を推進していきます。

○市町村

今後の地域農業の在り方等を具体化した「人・農地プラン」の作成・見直し等を通じた地域での話し合いを促進し、円滑な事業活用に向け各種支援を行います。

具体的には、相談対応や出し手の掘り起こし活動、借受け予定地の確認、担い手育成や農地集積に関する情報発信や説明会の開催等の業務を行います。

○農業委員会

地域の農地利用の調整や農地の利用状況調査・利用意向調査で把握した情報を活用した耕作放棄地等の利用促進の役割を担います。

なお、農業委員会は地域農業の現況に精通していることに加え、農地利用最適化推進委員の設置等による相乗効果を早期に発揮していくため、更なる機構との連携した活動を行います。

○JA

農地利用集積円滑化団体としてのノウハウを活かしながら農地集積の調整を行い、地域の合意形成の支援、効率的な農地利用の調整等の役割を担います。

具体的には、出し手・受け手との交渉、契約締結の支援、担い手育成や農地集積に関する情報発信や説明会の開催等の業務を行います。

○土地改良区

農地整備事業を契機に担い手への農地集積を推進するため事業実施地区において、農地中間管理事業のモデル地区に設定するとともに、新たな土地改良制度の活用についても連携して取組み、事業活用推進に務めます。

○県

関係各課で構成する農地集積推進本部を設置し、事業の推進、進行管理、情報共有等を行うとともに、関係機関との連携・調整を行います。

また、各圏域の事情に臨機応変に対応できるように、各地方振興事務所単位に地方推進本部を設置し、各圏域におけるモデル地区を活用した事業の推進、進行管理等を行います。

さらに、農地中間管理機構に対して、事業に要する経費の助成や遂行上の指導・助言など、円滑な事業遂行のための支援を行います。

○県及び機構

県市長会や県町村会、県農業会議、県農業協同組合中央会、県土地改良事業団体連合会等の関係団体を参集範囲とする宮城県農地集積連携推進会議や、各地域における関係機関を参集範囲とする県（圏域）農地集積推進会議を随時開催し、事業の推進方針や推進上の課題、対策等について情報共有するとともに、事業の進捗管理を行い、関係機関と一体となって事業を推進していきます。

また、県及び機構職員が、事業の進捗や課題の共有、対応策の検討などについて、随時、関係機関の担当者と打合せを行い、円滑に事業を進めていくとともに、各地域に配置された機構の現地職員（地域CD）が、常時、業務委託先の市町村やJA等の担当職員、農地利用最適化推進委員等と情報交換し、現場の課題等を吸い上げ、対応策をフィードバックすることにより、各地域に応じたきめ細かい対応を行っていきます。

